

保険外併用療養費

（入院期間が180日を超える入院）について

健康保険法等の規定により、同じ病気で病院や診療所に通算して180日を超えて入院されている患者様（難病や重症などの厚生労働省より定められた疾患や状態は除く）については、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う世話その他の看護に係る料金として、180日を超えた日以後の入院に係る別に厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じた点数につき1点を10円とした額を徴収いたします。※1日 1998円

院

医療法人 徹慈会 堀病

2025年5月1日 掲示